

豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動
事業の利用支援事業実施要綱

令和4年1月28日子ども家庭部長決定
一部改正令和4年11月28日

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に係る利用料に関する支援給付(以下「本事業」という。)を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等

在籍する満3歳に達した後最初に迎える4月1日から満6歳に達した後最初に迎える3月31日までの期間の全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であり、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしていると豊島区長(以下「区長」という。)が認める施設等のうち、別表第1に定める基準を満たすものであって、次に掲げる施設等ではないもの

- ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
- イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
- ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
- エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等
- オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設
- カ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱(東京都総務局長決定58総学一第138号)に定める幼稚園類似の幼児施設

(2) 利用料

在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料、実費徴収費(食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用)の類ではないもの

(3) 対象幼児

豊島区内に住所を有し、対象施設等を概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍する満3歳以上の小学校就学前の幼児であって、次のいずれにも該当しない者

- ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者
- イ 子育てのための施設等利用給付
- ウ 法第59条の2に規定する企業主導型保育事業を利用している者
- エ 豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の給付を受けている者
- オ 豊島区外国人学校児童、生徒保護者負担軽減補助金の給付を受けている者

(4) 集団指導

豊島区が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として区長の決定を受けようとする施設等の設置者は、豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（別記第1号様式）（以下「適合審査申請書」という。）に係る書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 区長は、前条に規定する適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定したときは豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（別記第2号様式）により、申請を却下したときは豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（別記第3号様式）により、申請を行った施設等の設置者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 区長は、施設等の設置者が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 本事業の給付対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前3か年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切捨て）が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と前条の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（別記第4号様式）（以下「に係る書類を添えて、別表第2に定める日までに、区長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、別表第3に定める日までに、月毎の在籍名簿（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 区長は、前条第1項に規定する支給申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書（別記第6号様式）により、支給しないことを決定したときは豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書（別記第7号様式）により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

（支給の方法）

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座に直接振り込むことにより支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 区長は、偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書（別記第8号様式）により対象幼児の保護者に通知する。

（給付金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、豊島区補助金交付規則に準じる。

（関係書類の整備）

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（給付金に関する報告等）

第15条 区長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（指導及び監査）

第16条 区長は、対象施設等に別表第1に定める基準を遵守させるとともに、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるため、集団指導を実施するものとする。

2 区長は、特に必要と認める場合は、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、要綱第9～13条の給付対象事業に係るものについては令和4年4月1日以後に適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。）とする。
3 設備（有する場合）	（1）集団活動を行う部屋（以下、「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 （2）集団活動室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 （3）必要な遊具、用具等を備えること。
4 非常災害に対する措置	〔建物がある場合〕 （1）消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 （2）非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 （3）集団活動室を2階に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、保育室を3階に設ける建物は、耐火建築物であること。 〔建物がない場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5 集団活動内容	（1）幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 （2）各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6 給食（実施している場合に限る。）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に基づいた計画を策定し、実施していること。
7 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。

8 利用者への 情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9 帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について、真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

別表第2（第9条関係）

利用料の期間	支給申請書の提出期限
4月～9月分	10月1日から10月20日まで
10月～3月分	4月1日から4月20日まで

別表第3（第9条関係）

利用料の期間	在籍名簿の提出期限
4月～9月分	10月1日から10月20日まで
10月～3月分	4月1日から4月20日まで

